

起案	年 月 日	決裁	年 月 日	公開の状況 部分公開 情報公開条例第10条 第 号に該当 分類 29・09・03・14 保存 常用1年	保健所受付印
所長	課長	係長	係		
次の届を受理してよろしいか伺います。					

承 継 届 出 書（クリーニング営業）

年 月 日

神戸市保健所長 あて

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

電話（ ） ー

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日

譲渡・相続・合併・分割があったため、クリーニング業法第5条の3第1項の規定により営業者の地位を承継したので、同条第2項の規定により届け出ます。

クリーニング所	名 称		検査確認の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
	所 在 地	電話（ ） ー		
無店舗 取次店	名 称		業務用車両の自動車登 録番号又は車両番号	
	業 務 用 車 両 の 保 管 場 所			
※ 譲渡に よる承 継	営業を譲渡 した者 （譲渡人）	住所（法人にあっては 主たる事務所の所在地）		
		氏名（法人にあっては 名称及び代表者の氏名）		
	譲 渡 の 年 月 日	年	月	日
※ 相続に よる承 継	被 相 続 人 と の 続 柄			
	被 相 続 人	住 所		
		氏 名		
	相 続 開 始 の 年 月 日		年	月
※ 合併又 は分割 による 承継	合併により 消滅した法 人又は分割 前の法人	名 称		
		主たる事務所の所在地		
		代表者の氏名		
	合併又は分割の年月日		年	月

1 記入上の注意

- (1) この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) ※印の欄については、該当する欄のみ記入してください。

2 添付書類

- (1) 譲渡による承継の届出の場合は、次に掲げる書類
 - ア 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - イ 法人にあっては登記事項証明書
 - ウ 営業者が、他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (ア) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (イ) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (ウ) 従事者数
 - (エ) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
 - エ クリーニング検査確認証又は無店舗取次店営業開始届出済証 及び 保健所長が必要と認める書類
- (2) 相続による承継の届出の場合は、次に掲げる書類
 - ア 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の様式第4号によるクリーニング営業承継相続人選定同意書
 - ウ 前号ウに掲げる書類
 - エ クリーニング検査確認証又は無店舗取次店営業開始届出済証及び保健所長が必要と認める書類
- (3) 合併による営業者の地位の承継の届出の場合は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書、第1号ウに掲げる書類、クリーニング検査確認証又は無店舗取次店営業開始届出済証及び保健所長が必要と認める書類
- (4) 分割による営業者の地位の承継の届出の場合は、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書、第1号ウに掲げる書類、クリーニング検査確認証又は無店舗取次店営業開始届出済証及び保健所長が必要と認める書類